

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会 第1回 運営小委員会 議事要旨

1 日 時 令和4年8月16日（火）14時00分～16時40分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 2名

4 議 題

- (1) 委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 令和4年度産業別最低賃金の改正決定の必要性について
  - ① 自動車（新車）小売業
  - ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 議題（1）について、公益委員より委員長及び委員長代理が選出された。
- (2) 議題（2）について、事務局より資料の説明が行われた後、自動車（新車）小売業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の順に、審議が行われた。

自動車（新車）小売業の審議では、関係労働者、使用者代表委員より改正決定の必要性について発言がなされ、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論となった。

また、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の審議では、関係労働者、関係使用者より改正決定の必要性について発言がなされ、労働者側は「改正決定の必要性あり」、使用者側は「改正決定の必要性なし」の意見であり、審議を尽くしたが、次回の審議に繰り越したとしても全会一致に至ることが見込まれなかったため、「全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった」との結論となった。

なお、運営小委員会報告案及び労使各側の主張を作成し、了承された。
- (3) 議題（3）について、8月26日開催の第4回鹿児島地方最低賃金審議会において報告することの確認が行われた。